

やまぐち結婚応援センター利用規程

平成27年9月3日制定

【会員の定義】

やまぐち結婚応援センター会員（以下「会員」という。）とは、やまぐち結婚応援センター（以下「センター」という。）が定める所定の手続きにより会員登録を行った個人をいいます。

【会員登録の有効期間】

会員登録の有効期間は、登録日から起算して1年間です。

【会員登録内容】

（1）非開示項目

氏名、生年月日、現住所、電話番号及びメールアドレス

（2）開示項目（必須）

性別、年齢、現住所（市町まで）及び職業

（3）開示項目（任意）

身長、最終学歴、年収、婚歴、子どもの有無、タバコ、お酒、趣味、自己PR及び顔写真並びに相手の年齢、身長、職業、年収、最終学歴、婚歴及び子どもの有無

【会員登録内容の変更】

会員登録内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出してください。変更の内容によっては、公的書類等にて確認をさせていただきます。登録内容と実態が相違する場合、お引き合わせの際などに支障が生じることがありますので、速やかに手続きを行ってください。

【お相手検索からマッチングまで】

（1）お相手検索などセンターのご利用はすべて予約制です。また、お相手検索を行えるのは登録会員本人のみです。必ず予約してからセンターにお越しください。なお、予約時間は厳守にてお願いします。

（2）お相手検索の時間は、相談時間を含み45分間です。お引き合わせを希望する相手を検索用端末により、ご自身で検索していただきます。

（3）会員登録内容の開示は、会員以外には開示しません。なお、男性会員が閲覧できるのは女性会員の開示項目のみ、女性会員が閲覧できるのは男性会員の開示項目のみとします。

（4）お相手検索の結果、センターのスタッフがあなたの選んだお相手とマッチングを行います。なお、一度マッチングを申し込んだお相手に、再度マッチングのお申込みはできません。

(5) 1回のお相手検索で、マッチングを希望するお相手を第3希望の方まで選ぶことができます。まず第1希望の方とマッチングを行い、お引き合わせの同意を得られなければ第2希望の方とマッチングを行う、と順番にマッチングを行います。マッチングを希望するすべての方とお引き合わせが成立しなければ、新たにお相手検索をしていただくことができます。

(6) マッチングは、あなたの会員登録内容の開示項目（写真を除く）を相手方に送付して行います。

(7) マッチングの申込みを受けた会員は、7日以内にセンターまでお引き合わせ希望の有無を回答してください。7日以内に回答がない場合は、お引き合わせ希望がないものとさせていただきます。

【お引き合わせ】

(1) マッチングのお相手から承諾の返事があれば、お引き合わせとなります。センターのスタッフがお引き合わせの日時を調整します。

(2) 指定された日時、場所を確認し、会員証を持参の上、予定時間の5分前にお越しください。

(3) お引き合わせ時間は30分程度とし、前半はスタッフが同席します。

(4) お引き合わせ当日は、トラブル防止のためお互いの氏名や住所、電話番号、メールアドレスなどを絶対に相手に教えないでください。

(5) お引き合わせ後、7日以内に交際希望の有無をセンターまで必ずご連絡ください。

(6) 双方とも交際の意思があることが確認された場合、センターから改めて双方に相手方の連絡先をお伝えします。

【お引き合わせ等にかかる費用】

(1) お引き合わせ場所での飲食等の費用については、実費負担となります。

【交際スタート】

(1) お互いに連絡を取り合い、各自の責任において交際をスタートさせてください。交際開始後のトラブルにつきましては、当センターは一切の責任を負いません。

(2) 交際中の方の会員登録内容は非開示となり、お相手検索やマッチング申込等はできません。

(3) 交際開始後、センターのスタッフが概ね2か月ごとに交際の状況等をお尋ねいたしますのでご回答ください。

(4) 交際を解消した場合は、必ず双方合意のうえでセンターにご連絡ください。

【退会・休会】

(1) ご結婚が決まられた場合やその他の理由により退会される場合には、退会届をご提出ください。

(2) 休会される場合は、休会届をご提出ください。休会中は、会員登録内容は非開示となり、お相手検索を行うことはできません。なお、休会されても会費の返還はありません。復会の際には、復会届をご提出ください。

【その他】

(1) 乱暴な言動や不当な行為をされる方のセンターへの入室及び入会は固くお断りします。

(2) 会員登録時又は登録後に、次のような行為が認められた場合には、登録をお断り又は登録を抹消するとともに、悪質な場合には法律に基づいた対処をすることもあります。

①偽りその他不正な手段で入会したとき

②センターのスタッフ、お引き合わせの相手等に対して、誹謗中傷やストーカー行為又はこれに類する行為を行ったとき

③センターからの照会や連絡に一切応じないとき

④会員としてふさわしくない行為があったとき

⑤その他センターの運営に重大な支障をきたすおそれがある場合